⑶　株式会社りそな銀行に対する弁済

清算株式会社は、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、株式会社りそな銀行に対し6653円を弁済する。

⑷　東京信用金庫以外の特別清算債権者に対する弁済

清算株式会社は、前述⑴及び前述⑵にかかわらず、前述⑴（前述⑵の弁済がされる場合には、前述⑵）の弁済をする日において、東京信用金庫に対する当該弁済に係る弁済額のうち13798円は弁済しないこととし、東京信用金庫以外の各特別清算債権者に対し、当該13798円を、各特別清算債権の金額に応じて按分して弁済する。

２　免除

特別清算債権者は、前項⑴の弁済時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権者が有する全ての債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

第３　追加弁済

前述第２の１⑴の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各特別清算債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各特別清算債権の金額（前述第２の２の免除がされなかったと仮定した場合の金額）に応じて按分して弁済する。当該弁済をする場合においては、各特別清算債権者が前述第２の２の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

第４　その他

１　弁済の場所

本協定に基づく弁済は、特別清算債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

２　端数の処理

本協定に基づく弁済の計算においては、１円未満の端数を切り捨てる。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

## 再生手続開始

**平成２８年（再）第２号**

茨城県桜川市真壁町桜井760番地２

再生債務者　宮山　藤次

１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月23日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成28年９月27日から平成28年10月11日まで

水戸地方裁判所下妻支部

**平成２８年（再）第３号**

茨城県桜川市真壁町桜井360番地４

再生債務者　宮山　　亘

１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月23日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成28年９月27日から平成28年10月11日まで

水戸地方裁判所下妻支部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２８年（再イ）第１４号**

長野市大字若槻東条498番地　クリスタル萬月301号

再生債務者　山本　重幸

１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月５日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月19日から平成28年８月26日まで

長野地方裁判所民事部再生係

**平成２８年（再イ）第３４号**

兵庫県伊丹市北伊丹８丁目10番地６アクトステージ伊丹421号

再生債務者　高田　健児

１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月５日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月19日から平成28年８月26日まで

神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２８年（再イ）第１５４号**

札幌市豊平区平岸２条３丁目２番37号　ピュアライフ平岸Ｂ―206号

再生債務者　荒井　宏幸

１　決定年月日時　平成28年７月19日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月９日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月23日から平成28年８月30日まで

札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（再イ）第３１号**

埼玉県春日部市下蛭田361番地21

再生債務者　高野　喜則

１　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月９日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月23日から平成28年８月30日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**平成２８年（再イ）第６号**

静岡県富士宮市宮原42番地の18

再生債務者　遠藤　安世

１　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月９日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月19日から平成28年９月２日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係

**平成２８年（再イ）第１１１号**

名古屋市緑区亀が洞２丁目1514番地　アチーブメントＳ・Ｔ103号

再生債務者　山口　啓子

１　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月９日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月16日から平成28年８月23日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（再イ）第１４４号**

札幌市白石区北郷４条９丁目２番29号

再生債務者　菅原　正史

１　決定年月日時　平成28年７月20日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月10日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月24日から平成28年８月31日まで

札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（再イ）第１５１号**

札幌市豊平区月寒東２条３丁目９番20号　パレスハイブリッジ202号

再生債務者　五十嵐恭爾

１　決定年月日時　平成28年７月20日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月10日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月24日から平成28年８月31日まで

札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（再イ）第２号**

栃木県大田原市下石上1195番地

再生債務者　蜂須賀一哉

１　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月10日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月24日から平成28年９月１日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２８年（再イ）第２２号**

静岡県浜松市中区上浅田２丁目２―11　レオパレス輝106

再生債務者　岡本　幸則

１　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月10日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月17日から平成28年８月24日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（再イ）第２８号**

愛媛県松山市道後緑台９番45号　グリーンヒル101号

再生債務者　宮本　章弘

１　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月10日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月17日から平成28年８月24日まで

松山地方裁判所民事部